平成２４年（フ）第２０２５号
札幌市北区北36条西４丁目２番22号　シャングリラガーデン301号室、住民票上の住所札幌市豊平区平岸４条９丁目５番７号　東栄サンホームＢ―101号
債務者　野崎　海仁
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３５号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目４番13号　ルーベデンス月寒202号
債務者　古屋　絵里
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４８号
札幌市中央区大通西22丁目１番20―503号
債務者　小堀　圭介
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７０号
北海道江別市野幌代々木町９番地の５
債務者　高橋　利一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７１号
北海道江別市野幌代々木町９番地の５
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２４号
札幌市白石区川下５条４丁目３番32号
債務者　飯田　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５６号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番２―105号
債務者　藤村　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５９号
札幌市豊平区美園５条７丁目１番25―201号
債務者　丸山　佳珠（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９１号
札幌市西区発寒５条５丁目３番18―102号
債務者　白岩　静子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９７号
札幌市白石区菊水７条４丁目１番10―403号
債務者　岸田　樹弥
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０２号
札幌市清田区清田７条２丁目８番28号
債務者　岩井　俊樹
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０３号
札幌市清田区清田７条２丁目８番28号
債務者　岩井真規子（旧姓二川）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９８号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番８号　アーバンコート南郷Ⅶ―105号
債務者　佐藤　静香
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１６号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目３番23―104号
債務者　猿田眞佐雄
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
山形県酒田市上安町２丁目10番地の12
債務者　土門　清瀬
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２２７号
群馬県高崎市八千代町３丁目11－１　真下ハイツ202、住民票上の住所群馬県高崎市乗附町1564番地27
債務者　佐藤　雅司（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４０号
群馬県高崎市倉賀野町2459―25　アイクス203、住民票上の住所埼玉県本庄市前原１丁目11番24号
債務者　鈴木真由美（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部